

第 3 章 福 祉

第 1 地域福祉等

1 概 要

高齢化の急速な進行等の中で、すべての県民が、住み慣れた家庭や地域において、家族や隣人との温かいふれあいを保ちながら、健康で生きがいのある生活を実現できるようにするためには、人間性の尊重を基本とし、住民がお互いに助け合い、支え合いながら、住民参加による福祉コミュニティづくりを目指した地域福祉の推進を図っていくことが重要である。

このため、県の地域福祉推進の基本的な考え方や方向性を示すとともに、市町村の地域福祉の推進を図ることを目的とした「岩手県地域福祉支援計画」を平成 21 年 3 月に策定し、事業の推進を図っている。

また、ボランティア振興事業により、地域の福祉ニーズに対応したボランティア活動の促進や県民の福祉意識の定着に努めたほか、福祉人材バンクによる、福祉サービス事業者への就労促進のための啓発、広報活動、情報提供、研修、登録、あっせん等を推進するとともに、日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が不十分な高齢者や障がい者などへの金銭管理や福祉サービスの利用援助を行った。

なお、社会福祉法人の果たす役割の重要性に鑑み、法人の適正な運営を確保するため、指導監査を実施した。

2 推進体制の整備

(1) 岩手県地域福祉支援計画の推進

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう住民参加による福祉コミュニティづくりを推進するため、県の地域福祉推進の理念、基本方針を示すとともに、市町村の地域福祉の推進を支援する「岩手県地域福祉支援計画」を策定し、推進している。

〔主な事業〕

- ① 地域福祉活動コーディネーター育成事業
- ② 福祉のまちづくり委員会設置事業、地域心配ごと相談体制整備事業
(市町村社会福祉協議会 3 箇所をモデル指定)

(2) 福祉意識の定着

1) 福祉教育の推進

児童・生徒のうちから社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕・社会連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の福祉意識の啓発を図ることを目的として、学校と地域内の諸団体が協働して児童・生徒を含む地域全体に福祉教育を行う「地域で育む福祉教育推進モデル事業」を実施することとし、県内 3 市社協（盛岡市、久慈市、二戸市）を指定している。

2) 福祉大会、スポーツ大会等

福祉関係者と多くの県民の参加による各種の福祉大会、スポーツ大会等の主要な福祉関係行事の実施状況は表 3-1-1 のとおりである。

表 3-1-1 主要な福祉関係行事の実施状況

(23年度)

名 称	月 日	開催地	参加(入場)人員
障がい者スポーツ大会	中止		
身体障がい者福祉大会	中止		
長寿社会健康と福祉のまつり(文化フェア)	6/10～11/23	盛岡市他	818
県民長寿体育祭	8/21～10/1	盛岡市他	1,352
老人クラブ大会	10月13日	北上市	1,000
戦没者追悼式	10月28日	盛岡市	1,000
県障がい者文化芸術祭	11/28～12/5	盛岡市	3,000
「岩手の塔」現地慰霊祭	11月16日	沖縄県	80
社会福祉大会	11月8日	盛岡市	1,500
更生保護研究大会	10月4日	八幡平市	700

(3) 人材の養成・確保

1) 社会福祉研修

社会福祉従事者の資質の向上を図るため、行政職員研修 3 コース、社会福祉従事者研修 8 コース、計 11 コースのほか、特別研修として、2 箇所で地域開催研修を実施した。

2) 社会福祉士及び介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士は、高齢化社会や増大かつ多様化している福祉ニーズに適切に対応するため、老人、障がい者等に対する福祉に関する相談や介護について、専門的能力を有する人材を養成、確保し、在宅介護の充実強化を図ることを目的として制定された国家資格制度で、いずれも資格を有する者が各登録簿に登録して職に就くことができる。

県内の介護福祉士養成施設は表3-1-2のとおり5カ所となっている。

3) 福祉人材センター

福祉人材センターは、福祉人材の育成、福祉職場への就業の支援を行うとともに、社会福祉事業経営者からの相談に応じるなど、必要な援助を行うことにより、福祉人材の確保及び社会福祉事業の適正運営に資することを目的に設置し、県社会福祉協議会に委託している。

〔主な事業〕

- ① 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- ② 福祉に関する啓発・広報事業
- ③ 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究
- ④ 社会福祉事業経営者に対する福祉人材確保についての相談その他の援助
- ⑤ 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会の実施
- ⑥ 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施

表3-1-2 介護福祉士養成施設

施設名	所在地	設置者	コース	定員	電話番号
盛岡社会福祉専門学校 介護福祉科	盛岡市菜園 2-4-19	(学)コアトレース	2年	42	019(623)6173
専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科	北上市鍛冶町 1-3-1	(学)北上学園	2年	50	0197(61)2131
盛岡医療福祉専門学校 介護福祉学科	盛岡市大沢川原 3-5-18	(学)龍澤学館	2年	80	019(624)8600
岩手県立大学社会福祉学部 福祉臨床学科介護福祉士養成課程	滝沢村滝沢字菓子 152-52	(公立)岩手県立大学	4年	20	019(694)2000
北日本医療福祉専門学校 介護福祉科	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	(財)北日本カレッジ	2年	80	019(621)2105

表3-1-3 福祉人材センター等の職業紹介状況

項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
求人登録数	1,579	1,828	1,550	1,972	3,528
求職登録数	1,380	1,531	1,352	1,357	1,352
紹介件数A	519	629	965	942	1,183
就職件数B	171	243	151	134	169
就職率B/A	32.9	38.6	15.6	14.2	14.3

(注) 平成19年度までは、福祉人材バンク（花巻、奥州、一関）の件数が含まれる。

(4) 福祉情報の充実

1) 広聴広報活動

多くの県民が社会福祉に対する理解と関心を深め、県民の福祉活動への自主的な参加を促進することが不可欠であるとの観点から、平成10年度から保健福祉情報のホームページを開設するとともに県が発行する広報紙やテレビ等を通じて、広く県民に対して社会福祉の現状等の啓発に努めた。

ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?ik=3&nd=60>

2) 出版、報道活動

平成23年度の福祉関係資料の発行状況は、表3-1-4のとおりである。

また、地元紙等において、各種福祉大会、スポーツ大会等の福祉関係の記事が報道されるなど、県民の社会福祉に対する関心の高まりがみられた。

表3-1-4 福祉関係資料の発行状況

(23年度)

資料名	発行機関	発行間隔	部数	主要配布先
岩手県の生活保護	県	年刊	150	関係行政機関、福祉団体等
いわての母子保健	〃	〃	160	関係行政機関、福祉団体等
かだる	〃	年4回	各1,400	関係行政機関、高齢者団体等
シルバーウイング	県長寿社会振興財団	年4回	各10,000	関係行政機関、金融機関、医療機関等
いわて福祉だよりパートナー	県社協	月刊	5,000	関係行政機関、社会福祉施設、民生委員、福祉団体等
福祉教育実践事例集	〃	年刊	200	関係行政機関、福祉団体等
あすなろ	県社協・保育協	年1回	600	関係行政機関、保育所、児童館、福祉団体等
ボランティア体験inいわてガイドブック	県社協	年刊	3,000	関係機関、福祉団体等
情報国保連	県国保連	月2回	800	県、市町村、全連合会

(5) 社会福祉施設の運営の充実

社会福祉施設は、計画的な整備に伴い、年々増加している。

1) 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金

社会福祉法人等が施設整備等のために独立行政法人福祉医療機構から新規に借入れした過去5年間の借入実績は、表3-1-5のとおりである。

表3-1-5 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金の借入状況

区分 施設種別	19		20		21		22		23	
	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)
児童福祉施設	3	105,200	1	60,000	1	45,000	5	294,600	3	146,200
老人福祉施設	4	831,600	4	1,888,200	7	1,506,300	9	892,200	24	3,430,200
身体障がい者更生援護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
知的障がい者援護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
婦人保護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神障がい者社会復帰施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総合福祉センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障がい福祉サービス	—	—	—	—	2	35,600	1	26,000	1	20,000
計	7	936,800	5	1,948,200	10	1,586,900	15	1,212,800	28	3,596,400

2) 社会福祉施設整備資金利息補助

社会福祉施設整備資金の利息補助は、社会福祉施設整備の進展は見られるものの、近年の貸付利率が低い状況にあることから減少しており、平成19年度から新規借入に係る補助は廃止している。平成23年度における補助実績は次のとおりであり、過去5年間の状況は表3-1-6のとおりである。

表3-1-6 社会福祉施設整備資金利息補助の状況

年度	助成対象			助成額
	法人数	施設数	件数	
19	68	84	84	28,541
20	63	76	76	21,486
21	53	61	61	15,823
22	47	54	54	11,363
23	43	49	49	7,353

独立行政法人福祉医療機構資金借入分

43法人 49施設(49件) 7,352,084円

3) 社会福祉施設職員等退職手当共済

民間社会福祉施設は、公立施設とともに社会福祉事業の一翼を担うものであり、民間施設職員の待遇改善の一環として、昭和 36 年に社会福祉施設職員退職手当共済制度が設けられた。平成 4 年からは社会福祉法人が、市町村から委託を受けて行っている特定社会福祉事業に従事する職員も加入することができることとなった。

また、この制度は、賦課方式が採用されているために県補助金は退職手当給付需要に連動するしくみになっている。県内の加入施設等の状況は表 3-1-7 のとおりである。

4) 社会福祉法人

社会福祉法人は平成 24 年 3 月 31 日現在で、社会福祉施設の経営や社会福祉事業を行うこととして認可された法人（社会福祉事業団等除く）が 218、社会福祉協議会（県社協含む）が 34、その他（共同募金会、社会福祉事業団等）が 3、計 255 となっている（国所管 2 法人、盛岡市所管 47 法人を除く。）。

また、法人の指導監査については、平成 22 年度から地域福祉課と県南広域振興局に指導監査権限を集約し、法人指導ノウハウの蓄積や専門性を向上した指導・監督が行えるよう体制の整備を図っている。

平成 23 年度は、東日本大震災津波の影響で、沿岸部の指導監査を見合わせたものである。

法人監査の実施状況は表 3-1-8 のとおりである。

5) 福祉サービス苦情解決事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、平成 12 年、県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置した。

また、各事業者段階でも、それぞれ苦情受付窓口を設置し、福祉サービスに関する苦情処理体制の整備を図っている。

運営適正化委員会における苦情等の受付状況は、表 3-1-9 のとおりである。

3 民間福祉活動の活発化

(1) 民間福祉活動の活発化

1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等が参加し、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修、社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言等を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。

表 3-1-7 社会福祉施設職員等退職手当共済の加入及び県補助金の状況

(単位：か所、人)

年度	加入状況		県補助金 (千円)	退職手当給付	
	施設	職員		件数	金額 (千円)
19	739	10,367	481,962	1,102	1,574,750
20	767	10,201	453,537	933	1,156,207
21	796	10,108	447,583	930	1,330,503
22	855	10,195	392,712	975	1,627,530
23	875	10,105	297,795	1,099	1,766,851

表 3-1-8 法人監査の実施状況

(平成23年度)

区分	監査対象 法人	実施 法人	実施率 (%)
	経営施設等 法人		
保 育 所	93	33	35.5
児 童 福 祉 施 設	2	1	50
障がい者福祉施設	41	15	36.6
老人福祉施設等	82	35	42.7
社会福祉協議会等	37	11	29.7
計	255	95	37.3

(注) 社会福祉協議会等とは、県社協(1)、社会福祉事業団(2)、県共同募金会(1)、市町村社協(33)、である。

表 3-1-9 運営適正化委員会における苦情受付状況

(平成23年度)

種別	相談者 利用者	家族	職員	その他	合計
高 齢 者	0	3	0	0	3
障がい者	4	2	0	1	7
児 童	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
合 計	4	5	0	1	10

2) 岩手県社会福祉協議会

岩手県社会福祉協議会は、県内の社会福祉事業に関する広域的な調査、総合的企画及び実施、連絡調整、助成、普及及び宣伝等各種の事業を実施している。

また、社会福祉法が平成12年6月に施行され社会福祉事業従事者の養成・研修、経営に関する指導・助言等を新たに実施することとされた。

会員組織となっており、主に市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、社会福祉団体が会員となっている。

県社会福祉協議会の活動に要する経費は、会員会費のほか、県から表3-1-10のとおり補助金を交付している。

表3-1-10 岩手県社会福祉協議会に対する補助金の状況

事業名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
運営費補助(県単)	58,455	55,532	55,532	55,532	55,532
生活福祉資金貸付事業推進費補助	32,424	18,027	662,428	1,621,499	2,504,674
県ボランティアセンター事業	8,428	7,440	6,175	6,195	5,878
日常生活自立支援事業費補助	79,411	77,427	78,944	82,553	84,605
計	178,718	158,426	803,079	1,765,779	2,650,689

(注) 補助金は、事務費が含まれているもののみ。

また、21～23年度の生活福祉資金貸付事業推進費補助には、貸付原資の積増分を含む。

3) 市町村社会福祉協議会

県内全市町村に社会福祉協議会が設置されており、全ての市町村社会福祉協議会が法人格を取得している。

社会福祉協議会の推進指導体制を整備強化し、民間福祉活動の充実と発展を図るため、昭和41年度から平成10年度まで、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員の設置費に対して補助してきたが、平成11年度から一般財源化された。

(2) 地域福祉団体の活発化

1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員(主任児童委員を含む。)は、平成24年3月31日現在県内に3,711人(主任児童委員362人を含む。盛岡市(中核市)を含む。)が配置され、生活困窮者のほか、老人・児童・心身障がい者等で援護を要する者の相談と支援に当たっている。

県ではその活動費に対して平成23年度は1人当たり52,000円の補助をした。また、各市町村には民生児童委員協議会が組織されており、自主的な福祉活動を進める一方、自らの研修に当たっているが、県においても、毎年度全委員を対象に広域振興局毎に指導訓練を行っているほか、同協議会会長・副会長の研修会等を実施している。

民生委員・児童委員の活動状況(活動件数、活動日数、訪問回数)の推移は、表3-1-11のとおりであり、委員1人当たりの件数は年間192件(1ヵ月16件)で、相談支援が20.2%を占めている。また、相談支援の内容は図3-1-1のとおりであり、内容別では日常的な支援、在宅福祉、子どもの地域生活の順となっており、分野別では高齢者、子ども、障がい者の順となっている。(図3-1-2)(市町村別件数は統計表編308ページ参照のこと。)

表3-1-11 民生委員・児童委員活動状況(盛岡市(中核市)含)

年度	活動件数							活動日数	訪問回数	民生委員・児童委員1人当たり		
	相談支援	調査	証明事務	施設・団体・公的機関との連絡	諸会合行事への参加	その他	計			相談支援	活動日数	訪問回数
20	147,019	111,457	11,064	102,511	117,823	297,722	787,596	508,074	689,667	39.9	137.7	187
21	149,705	112,134	11,172	108,438	120,402	336,733	838,584	516,949	710,630	40.6	140.4	192.9
22	141,115	113,401	9,694	104,310	110,409	216,155	695,084	488,665	712,686	40.9	141.7	206.6
23	141,737	115,519	10,693	107,614	107,906	219,384	702,853	505,041	707,342	38.5	137.4	192.4

(注1) 主任児童委員を含むものである。

(注2) 東日本大震災津波の影響によりデータが流失した大船渡市、陸前高田市、大槌町、野田村を除く(平成22年度)。

図3-1-1 民生委員、児童委員活動状況
(内容別)

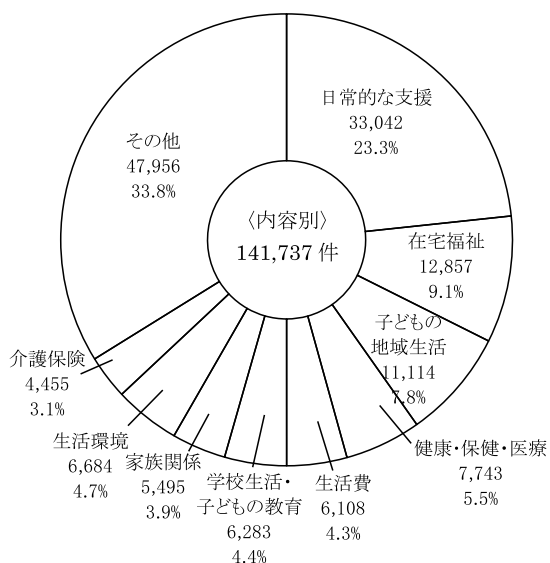
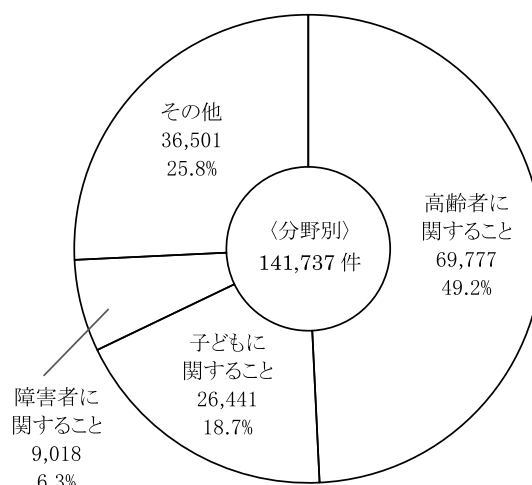


図3-1-2 民生委員、児童委員活動状況
(分野別)



2) ボランティア振興事業

ボランティア活動の推進を図るため・従前の社会奉仕活動指導センターを発展拡充し、平成6年度から岩手県社会福祉協議会を実施主体とし、国庫補助事業として実施している。

岩手県社会福祉協議会に設置された県ボランティアセンター事業に要する経費として、県社会福祉協議会に5,878千円補助している。

〔主な事業〕

- ① 福祉教育推進事業（「地域で育む福祉教育推進モデル事業」、「地域で育む福祉教育推進セミナー」、高校生による「いわて車いすフレンズ」活動の実施）
- ② 勤労者・団塊世代向けのボランティア・社会参加活動の提案（企業・事業所等への社会貢献活動促進のための訪問活動、ボランティア出前講座の実施、社会貢献推進セミナーの開催）
- ③ 災害時も含め地域の安全・安心を守るための活動（「ボランティアコーディネーター研修会」、「東日本大震災岩手県市町村社協・災害復興ボランティアセンター連絡会議」の開催）
- ④ 住民の日常生活を支えるボランティア活動の普及（「地域型プラットフォームサービス協働システムモデル事業」の実施）
- ⑤ その他、ボランティア振興事業を推進するための活動（ホームページを活用したボランティア情報の周知等）

3) 社会福祉経営サポート事業

社会福祉事業の適正かつ安定的な経営とサービスの質の向上等をめざして、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、社会福祉事業運営全般の資質向上に資すること目的とする事業である。

岩手県社会福祉協議会が事業実施主体となり実施するもので、平成23年度は4,277千円の助成を行った。

（専任経営指導員常勤1名・兼任非常勤2名）

〔主な事業〕

- ① 福祉施設経営指導連絡協議会の開催
- ② 経営相談の実施
- ③ 各種研修会の実施

表3-1-12 経営相談指導事業
(23年度実施状況)

経営相談内容	件数
入所者処遇に関すること。	3件
施設運営に関すること	11件
職員処遇に関すること	3件
会計・税務に関すること。	14件
労使問題に関すること。	1件
施設整備に関すること。	2件
その他社会福祉施設の運営に関すること。	14件
計	48件

4) 共同募金

共同募金は、昭和22年に制度創設以来、「赤い羽根」の名で募金活動が行われており、平成23年度の共同募金の実績は、表3-1-13のとおりである。

また、配分は募金額に預金利息、繰越金等を加えて行われたが、その状況は表3-1-14のとおりである。

表3-1-13 募金額と配分額 (単位:千円)

年 度	募 金 額	配 分 額
19	239,924	184,662
20	232,904	191,109
21	226,612	186,641
22	225,046	167,994
23	187,622	143,905

表3-1-14 共同募金配分状況 (単位:千円)

配 分 内 訳	配分額	配分比率
1 施設整備費	13,555	9.5%
2 地域福祉活動事業費	112,316	78.5%
(1) 県社協	(11,000)	(7.7%)
(2) 市町村社協等	(101,316)	(70.8%)
3 福祉のまちづくり支援事業費	4,825	3.4%
4 安全・安心の地域づくり支援事業	1,773	1.2%
5 災害等準備金積立額	10,626	7.4%
計	143,095	

5) 岩手県福祉基金

岩手県福祉基金は、県民や会社、団体から浄財を募り、県や市町村からも助成を得て基金を積み立てた一般基金があり、基金財産から生ずる果実を財源として民間社会福祉活動や福祉団体に安定した資金の援助と励ましの手をさしのべることを目的としており、平成23年度の助成状況は表3-1-15のとおりである。

平成23年度末の造成状況は表3-1-16のとおりであり、一般基金11億3,063万円が造成されている。

表3-1-15 基金助成状況 (単位:千円)

助 成 対 象 事 業	件数	助成額
社会福祉施設整備事業への助成	0	0
社会福祉従事者研修に対する助成	2	577
社会福祉団体活動への助成	36	16,197
社会福祉意識の啓発、顕彰事業等	1	600
地域福祉活動推進に対する助成	3	9,048
計	42	26,422

表3-1-16 基金造成状況 (単位:千円)

寄付・補助者別	昭和52～平成22年度	23年度
一般寄付金	342,544(5,747件)	1,062(82件)
県	400,000(8)	-(-)
市町村	200,000(496)	-(-)
民間社会福祉事業団振興基金	85,680(1)	-(-)
指定団体	50,000(1)	-(-)
繰入金	51,345(13)	-(-)
計	1,129,570(6,266件)	1,062(82件)
寄付・補助者別	合 計	
一般寄付金	343,606(5,829件)	
県	400,000(8)	
市町村	200,000(496)	
民間社会福祉事業団振興基金	85,680(1)	
指定団体	50,000(1)	
繰入金	51,345(13)	
計	1,130,632(6,348件)	

(3) 活動拠点の整備

[福祉センター]

児童から老人に至る地域住民の福祉の向上を図るため、福祉センターが県内27カ所16市町に設置され、ボランティア活動、各種相談活動、老人等の教養・レクリエーション活動等に幅広く利用されている。

4 ひとにやさしいまちづくり推進事業

少子・高齢化が進行する中、平成7年7月に「ひとにやさしいまちづくり条例」を公布し、不特定多数が出入りする「公共的施設」の定義を定め、高齢者や障がい者、子どもを連れた方なども利用しやすいよう、「公共的施設整備基準」を策定することで、バリアフリー設備の整備を推進してきた。

また、県、市町村、民間事業者、県民の役割を整理し、それぞれの立場で、意識を持って一体となり取り組むものとし、そのための行動指針として「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し、各種の取組を進めてきた。

平成19年12月には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）の制定など、情勢の変化に対応するため、「ひとにやさしいまちづくり条例」の全面的な改正を行い、ユニバーサルデザ

インの考え方に立った、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を一層推進するものとした。

その後、平成 21 年 3 月には、「ユニバーサルデザイン」の考え方を生かした、すべてのひとにやさしいまちづくりの実現を目指すための指針として、ひとにやさしいまちづくり条例第 9 条の規定に基づき新しいひとにやさしいまちづくり推進指針を策定した。

なお、同指針は、関係事業や目標数値を掲げた推進計画としての性格を併せ持つものである。

平成 23 年度における主な事業の実績は次のとおり。

ア ひとにやさしいまちづくり推進指針に掲げる取り組みの一

環として、県民の理解と協力に基づいて障がい者用駐車場の適正利用を促進するため「ひとにやさしい駐車場利用証制度」を運用した。

イ 各地域で行われている地域ユニバーサルデザイン活動を振興するため、組織及び人材の育成など中間支援の取組として、地域ユニバーサルデザイン推進組織形成支援事業を実施した。

表 3-1-17 推進金融資状況

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
12	3	17,900
13	2	35,000
14	1	10,000
15	1	8,800
16~23	0	0

第 2 高齢者福祉

1 概 要

本県の高齢者人口の推移をみると、表 3-2-1 のとおり総人口に占める 65 歳以上の人口の割合は、増加して推移しており、平成 23 年には 27.1%と全国を約 3.8 ポイント上回っている。

このような高齢者人口の増加に加え、都市化、核家族化、扶養意識の変化、さらには家庭介護機能の減退等によって、社会は複雑・多様化してきており、これに伴い高齢者の福祉ニーズも増大しつつある。

このため、元気な高齢者に対しては、知識、経験を社会に生かす環境を整備し、生きがいを高め、生きるよろこびが得られる総合的な施策を積極的に展開するとともに、寝たきりやひとり暮らし老人等いわゆる社会的に弱い立場にある高齢者については、きめ細かな福祉対策等の推進に努めている。

また、高齢者の社会貢献活動を促進するため、県高齢者社会貢献活動サポートセンターにおいて、高齢者団体等の活動支援、情報誌の発行、学習会の開催等を実施した。また、在宅の要援護高齢者等の自立した生活を支援するため、地域支援事業、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業を実施したほか、県高齢者総合支援センターにおいて、高齢者に関する相談に広く対応するとともに、地域包括支援センターの相談・権利擁護、ケアマネジメント業務等への専門的支援を行い、相談・研修機能の充実を図った。

また、介護保険制度の円滑な推進のため、市町村・事業者に対する支援・情報提供をはじめ、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等に対する研修等の充実にも努めた。社会福祉施設等については、特別養護老人ホーム、ケアハウスの整備を促進した。老人福祉対策の推進状況は第 3 編統計表 310 ページのとおりである。

また、東日本大震災津波により被災した要援護高齢者等に対する支援や高齢者福祉施設等の復旧事業等を行った。

2 健康と生きがいくりの推進

(1) 健康の保持増進

明るい長寿社会づくり推進事業

高齢者が健康で生きがいをもって生活するとともに、社会参加活動が積極的に展開されるよう、県、財団法人岩手県長寿社会振興財団が実施主体となり、スポーツ・健康づくり関連イベントの開催、高齢者の各種創作活動の支援、高齢者の社会活動促進に関する普及啓発等の事業を行った。

表 3-2-1 高齢者人口の推移 (単位:千人)

年	岩 手 県			全 国		
	総人口	65歳以上	総人口比(%)	総人口	65歳以上	総人口比(%)
19	1,364	351	25.8	127,771	27,464	21.5
20	1,352	356	26.3	127,692	28,216	22.1
21	1,341	361	26.9	127,510	29,005	22.7
22	1,330	360	27.1	128,057	29,246	23.0
23	1,313	356	27.1	127,799	29,750	23.3

〔事業の実施状況〕

- ① 岩手県長寿社会健康と福祉のまつり（実施主体：(財)岩手県長寿社会振興財団）
文化フェア参加者 延べ818人 岩手県民長寿体育祭参加者 延べ1,352人
※いきいきシルバースポーツ大会は東日本大震災津波により中止
- ② 第24回全国健康福祉祭くまもと大会へ岩手県選手団の派遣（実施主体：同上）
平成23年10月15日～10月18日 派遣選手、役員等 計130人
- ③ 県高齢者社会貢献活動サポートセンターの設置
 - ・高齢者の社会参加活動の推進方策の検討
 - ・相談室窓口設置 相談件数 344件
 - ・県内10か所で意見交換会 98人参加

(2) 社会参加の促進

1) 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにするため、自主的な各種活動を行う老人クラブの状況は、図3-2-1～3のとおりであるが、クラブ数、会員数ともに、減少傾向にある。

図3-2-1 老人クラブ数

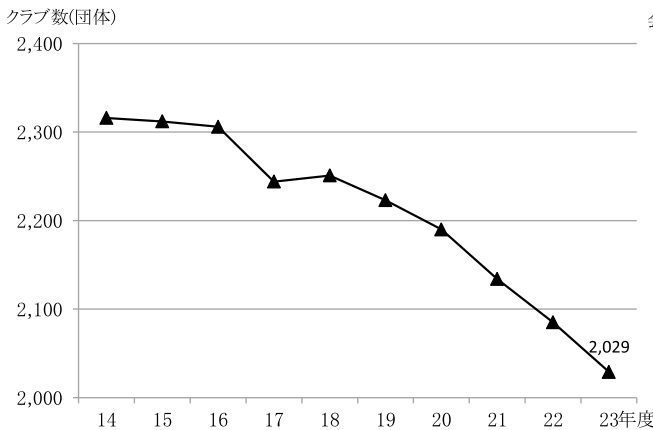


図3-2-2 老人クラブ会員数

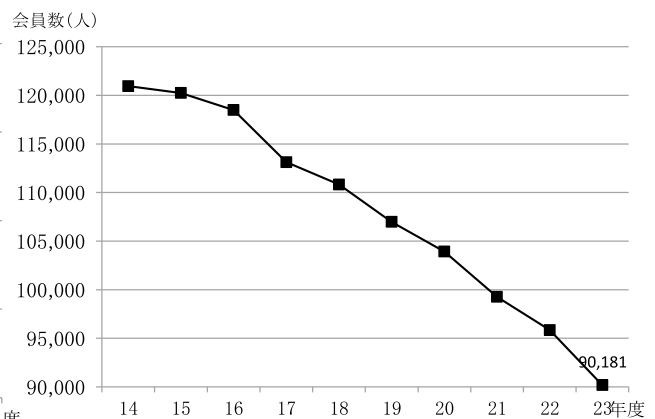
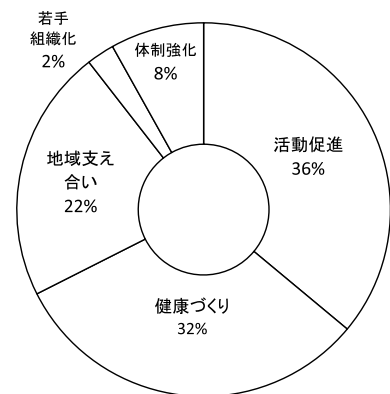


表3-2-2 老人クラブ関係助成状況 (平成23年度)

区分	補助単価	補助額	摘要
老人クラブ事業	別に定める額	35,913,000円	33市町村 1,730クラブ
市町村老人クラブ連合会が行う事業	事業に要する経費	9,091,000円	33市町村
県老人クラブ連合会活動推進員設置費補助等	推進員設置等に要する経費	4,768,000円	推進員2人及び2事業

図3-2-3 老人クラブ活動状況



平成23年度市町村老人クラブ連合会における高齢者地域福祉推進事業対象経費の活動内容別割合
対象経費総額 21,637,250円

2) 財団法人岩手県長寿社会振興財団

長寿社会への対応に関する調査研究や広報・啓発事業等のほか、県からの補助等により各種の長寿社会対策関連事業等を行い、長寿社会への適切な対応に資することを目的として、昭和63年5月20日に設立された。

また、平成3年度に高齢者保健福祉基金（助成基金）を設置し、民間団体等が行う先駆的、先導的な事業に対する助成を行っている。

平成23年度の実施事業は、次のとおりである。

① 調査研究

- ア 「高齢者の社会参加活動のあり方及び参加促進に向けた取組みに係る調査研究」
- イ 「地域密着型サービス事業所の地域活動等に関する調査研究」

② 育成助長

高齢者保健福祉基金（助成基金）により、民間団体等が行う先駆的、先導的な事業に対して助成した。

ア いわて保健福祉基金助成事業（継続）

助成団体：93 団体、助成事業：95 事業、助成額：48,572 千円

イ いわて子ども希望基金助成事業（継続）

助成団体：47 団体、助成事業：48 事業、助成額：11,859 千円

③ 普及啓発

ア 情報誌「シルバーウイング」の発行

43号～46号、各1万部、市町村、金融機関、医療機関、学校等に配布

イ インターネットの活用

ホームページによる情報提供 23年度アクセス数：20,883件

④ 岩手県事業の受託運営

ア 県高齢者総合支援センターの運営（継続）

ア) 相談実績

- a 総合相談：一般相談 761 件、専門相談 120 件
- b シルバー110 番特別相談：東日本大震災津波対応のため中止
- c 地域包括ケア相談：71 件

イ) 研修事業実施状況

- a 一般研修：全 16 回 418 人受講
- b 専門研修
 - (a) 地域包括支援センター等支援研修
地域研修会 3 回、参加者 238 人、地域包括支援センターが行う研修への支援 9 回、参加者 328 人
 - (b) 福祉用具・住宅改修に関する研修
福祉用具・住宅改修基礎研修 4 回、参加者 197 人、福祉用具実務研修 2 回、参加者 72 人、福祉用具スキルアップ研修は東日本大震災津波対応のため中止

ウ) セミナーの開催状況

東日本大震災津波対応のため中止

エ) 普及啓発活動

- a 福祉用具展示室（愛称：ケアプラザいわて）活用実績：見学者数 455 人
- b 情報提供・情報発信の実施状況：ビデオ・DVD・図書の貸し出し、「岩手県高齢者総合支援センターだより」のメール配信（年 4 回）、高齢者総合支援センターPR リーフレット 20,000 部、シルバー 110 番リーフレット 10,000 部

オ) 権利擁護事業実施状況

- a 定期電話相談
開催回数 11 回、相談件数 12 件
- b 巡回相談
東日本大震災津波対応のため中止
- c 地域研修会
東日本大震災津波対応のため中止

- イ 認知症介護実践者等養成研修事業（継続）
 - ア) 認知症介護実践者研修 開催回数 3回、修了者数 294人
 - イ) 認知症介護実践リーダー研修 開催回数 1回、修了者数 44人
 - ウ) 認知症介護サービス事業開設者研修 開催回数 1回、参加者数 30人
 - エ) 認知症対応型サービス事業管理者研修 開催回数 2回、修了者数 114人
 - オ) 小規模多機能型サービス事業計画作成担当者研修 開催回数 1回、修了者数 38人
- ウ 企業子育て応援拠点運営事業（継続）

子育てにやさしい職場環境づくりに取り組む企業・商店等を重点的に支援するため、支援拠点を設置・運営

 - ア) 企業訪問による一般事業主行動計画策定支援

訪問延件数：60社（内訳：直接訪問 39社、資料送付 21社）
 - イ) 専門相談員（社会保険労務士）による一般事業主行動計画策定等のための企業相談
 - a 定期相談：相談回数3回、相談企業数3社
 - b 出張相談：相談回数1回、相談企業数1社
 - ウ) 店舗訪問による子育て応援の店（i・ファミリー・サービス事業）の協賛店拡大

店舗訪問数：274商店　うち登録店舗数：22商店
- エ 身体拘束廃止研修事業（継続）
 - ア) 身体拘束廃止推進員養成研修会、修了者 56人
 - イ) 身体拘束廃止実務看護職員研修会 東日本大震災津波対応のため中止
- オ 介護予防研修事業（継続）

介護予防実務者研修会の開催 開催回数 5テーマ、参加者数 645人
- カ 被災地地域包括ケア支援事業（新規）

東日本大震災津波により被災した地域包括支援センターの業務支援として、高齢者からの相談対応、避難所等の要援護高齢者及び要介護者のケア支援等を実施
- キ 被災地介護予防支援事業（新規）

市町の介護予防関連プログラム（運動器の機能向上を除く）に基づく地域包括支援センター等の職員の活動支援（介護予防教室の運営及び介護予防従事者研修会の開催）
- ⑤ その他の事業
 - ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施

実施期日 平成23年10月23日

受験者 1,944人　合格者 251人（合格率 12.9%）
 - イ 介護支援専門員研修の実施

実務研修：修了者 319人

現任研修：修了者 284人（基礎研修：153人、専門課程Ⅰ：157人、専門課程Ⅱ：120人）

主任介護支援専門員：修了者 118人

更新研修：修了者 408人（専門課程Ⅰと同内容修了者 49人 専門課程Ⅱと同内容修了者 118人 実務研修と同内容の修了者 96人）

3) 老人の日関連行事

「みんなで築こう活力ある長寿社会」をモットーに、9月15日の「老人の日」及び9月21日までの「老人週間」を中心として、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに高齢者福祉についての関心と理解を深めるため、国、県において各種事業を実施した。県においては、敬老ポスター等の掲示を行うとともに100歳到達者へ記念品を贈呈した。実施状況は表3-2-3のとおりである。

表3-2-3 100歳以上高齢者等の状況

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	記念品（平成23年度）
100歳以上高齢者	387人	500人	524人	539人	・額入東山和紙製祝状 ・秀衡塗大椀・スプーンセット（100歳到達者のみ）

（平成20年度は9月30日現在、平成21年度以降は9月1日現在で100歳以上の者）

3 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉の充実

1) 介護保険

ア 介護保険は、20市町村並びに3一部事務組合及び1広域連合の計24保険者により運営されている。

なお、要介護認定に係る介護認定審査会は、複数の保険者が共同して設置運営している地区があることから、計15の介護認定審査会により運営されている。

表3-2-4 介護保険の保険者たる一部事務組合及び広域連合の状況（平成23年度末現在）

保険者名	盛岡北部 行政事務組合	二戸地区広域 行政事務組合	一関地区 広域行政組合	久慈広域連合
構成市町村名	八幡平市、葛巻町、 岩手町（3市町）	二戸市、軽米町、 九戸村、一戸町 （4市町村）	一関市、平泉町（2 市町）	久慈市、洋野町、 野田村、普代村 （4市町村）

イ 第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数

第1号被保険者数（65歳以上の者）は、平成24年3月末現在で358,642人であり、平成23年3月末現在と比較して、927人増加している。

なお、平成23年3月については、東日本大震災津波の影響により一時的に減少したものと推定される。

要介護（要支援）認定者数については、平成24年3月末現在で66,554人となっており、平成23年3月末現在と比較して2,685人増加しており、特に要介護2が増加している。

また、第1号被保険者のうち要介護（要支援）認定者数の出現割合（出現率）については、平成24年3月末現在で18.0%となっており、平成23年3月末現在と比較して、0.6ポイント増加している。

表3-2-5 第1号被保険者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	平成23年3月末現在	平成24年3月末現在	増 減	増 減 率
本 県	357,715人	358,642人	927人	0.3%
全 国	29,098,466人	29,779,321人	669,268人	2.3%

※平成23年3月末現在の全国数値は、福島県内の一部保険者分が集計されていないこと。

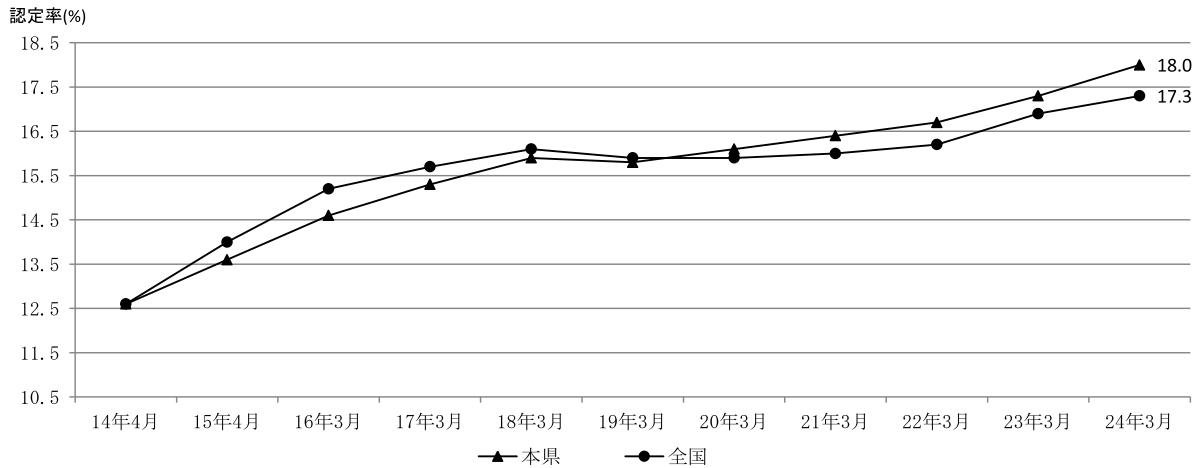
表3-2-6 所得段階別第1号被保険者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階以上	合 計
標準負担割合	四分の二	四分の二	四分の三	四分の四	四分の五	四分の六	—	
平成24年3月末 第1号被保険者数	5,743人	61,808人	49,011人	138,118人	74,817人	23,959人	5,186人	358,642人

表3-2-7 要介護（要支援）認定者数（介護保険事業状況報告による。）

岩手県 (単位：人)				全 国 (単位：人)			
区 分	平成23年 3月末	平成24年 3月末	増 減	区 分	平成23年 3月末	平成24年 3月末	増 減
要支援1	7,063	7,509	446	要支援1	663,528	689,834	26,306
要支援2	6,684	7,003	319	要支援2	667,995	709,172	41,177
経過的要介護	—	—	—	経過的要介護	—	—	—
要介護1	11,928	12,562	634	要介護1	906,953	965,277	58,324
要介護2	11,878	12,524	646	要介護2	896,617	948,346	51,729
要介護3	9,216	9,410	194	要介護3	697,891	720,754	22,863
要介護4	8,520	8,974	454	要介護4	637,766	664,909	27,143
要介護5	8,580	8,572	▲ 8	要介護5	591,484	607,334	15,850
合 計	63,869	66,554	2,685	合 計	5,062,234	5,305,626	243,392

図 3-2-4 認定率（1号被保険者の認定者数/1号被保険者数）の推移



ウ サービス受給者数

平成 24 年 3 月の介護サービス受給者数は、55,074 人であり、平成 23 年 3 月と比較して、居宅介護サービス受給者が 5,506 人の増加、地域密着型サービス受給者が 571 人の増加、施設サービス受給者が 611 人の増加となっており、合計 6,688 人の増加となっている。

なお、平成 23 年 3 月については、東日本大震災津波の影響により一時的に減少したものと推定される。

表 3-2-8 サービス受給者数（介護保険事業報告による。）

区分	平成23年3月受給者数	平成24年3月受給者数	増減	増減率
本県	48,386人	55,074人	6,688人	13.8%
全国	4,192,775人	4,399,070人	206,295人	4.9%

表 3-2-9 居宅介護（支援）サービス受給者数（介護保険事業状況報告による。）

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成23年3月	3,808	4,008	—	7,738	7,649	4,794	3,214	2,298	33,509
平成24年3月	4,506	4,864	—	8,818	9,079	5,451	3,729	2,658	39,015
増減	698	865	—	1,080	1,430	657	515	360	5,506

表 3-2-10 地域密着型サービス受給者数（介護保険事業状況報告による。）

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成23年3月	55	63	—	558	740	771	466	279	2,932
平成24年3月	56	89	—	679	889	936	539	315	3,503
増減	1	23	—	121	149	165	73	36	571

表 3-2-11 施設介護サービス受給者数（介護保険事業状況報告による。）

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
平成23年3月	5,832	5,539	616	11,945
平成24年3月	6,359	5,631	605	12,556
増減	527	92	▲ 11	611

（注）同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ1人と計上するが、合計には1人と計上しているため、3施設の合算と合計は一致しない場合がある。

エ 介護給付費の支給状況

介護給付費は、平成 23 年度に居宅介護（支援）サービス費として 41,764,118 千円、施設介護サービス費として 39,423,140 千円、地域密着型サービス費として 7,951,502 千円、概算請求分として 168,064 千円、これにその他 6,372,795 千円を加え、合計 95,679,618 千円が支給され、給付見込額 99,075,209 千円を下回った。

なお、県は、保険者が介護給付等に要した費用の居宅サービス費の 12.5/100、施設サービス費の 17.5/100（法定負担）に相当する 14,204,181 千円を負担した。

オ 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の状況

平成 24 年 3 月末の指定居宅サービス事業所は 3,201 事業所、指定居宅介護支援事業所は 371 事業所、介護保険施設数は 187 事業所となっている。

また、平成 23 年度において、介護保険制度の円滑な施行を図るため、662 事業所に対する実地指導、1,062 事業所に対する集団指導を実施した。

表3-2-12 平成23年度介護給付費支給実績

(単位：円)

種 類		介護給付(a)	構成比(a/c)	予防給付(b)	構成比(b/c)	給付額計(c)	構成比(c/d)
居宅介護(介護予防)	訪問介護	6,006,754,827	92.56%	483,092,488	7.44%	6,489,847,315	6.78%
	訪問入浴介護	731,486,396	99.83%	1,219,671	0.17%	732,706,067	0.77%
	訪問看護	1,191,687,951	95.33%	58,333,149	4.67%	1,250,021,100	1.31%
	訪問リハビリテーション	406,813,057	92.86%	31,273,534	7.14%	438,086,591	0.46%
	居宅療養管理指導	146,539,911	95.31%	7,204,333	4.69%	153,744,244	0.16%
	通所介護	12,770,278,677	87.93%	1,752,706,783	12.07%	14,522,985,460	15.18%
	通所リハビリテーション	3,586,536,816	88.09%	484,980,010	11.91%	4,071,516,826	4.26%
	(小計)	24,840,097,635	89.81%	2,818,809,968	10.19%	27,658,907,603	28.91%
	短期入所生活介護	4,157,785,553	99.09%	38,128,876	0.91%	4,195,914,429	4.39%
	短期入所療養施設(介護老人保健施設)	740,158,131	98.91%	8,171,174	1.09%	748,329,305	0.78%
	短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	32,644,909	99.96%	13,680	0.04%	32,658,589	0.03%
	(小計)	4,930,588,593	99.07%	46,313,730	0.93%	4,976,902,323	5.20%
	福祉用具貸与	2,119,253,457	97.44%	55,606,270	2.56%	2,174,859,727	2.27%
	福祉用具購入	115,331,468	83.18%	23,321,536	16.82%	138,653,004	0.14%
	住宅改修	202,437,034	76.27%	62,996,835	23.73%	265,433,869	0.28%
	(小計)	2,437,021,959	94.50%	141,924,641	5.50%	2,578,946,600	2.70%
	居宅介護支援・介護予防支援	4,699,025,716	92.00%	408,448,084	8.00%	5,107,473,800	5.34%
	特定施設入所者生活介護	1,394,494,515	96.71%	47,392,955	3.29%	1,441,887,470	1.51%
	(小計)	6,093,520,231	93.04%	455,841,039	6.96%	6,549,361,270	6.85%
	(居宅介護・介護予防サービス小計)	38,301,228,418	91.71%	3,462,889,378	8.29%	41,764,117,796	43.65%
地域密着型(介護予防)	夜間対応型訪問介護	0		0		0	0.00%
	認知症対応型通所介護	494,108,016	99.25%	3,756,204	0.75%	497,864,220	0.52%
	小規模多機能型居宅介護	1,663,526,855	95.06%	86,402,602	4.94%	1,749,929,457	1.83%
	認知症対応型共同生活介護	4,843,630,536	99.60%	19,628,532	0.40%	4,863,259,068	5.08%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	65,188,440	100.00%	0	0.00%	65,188,440	0.07%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	775,260,079	100.00%	0	0.00%	775,260,079	0.81%
	(地域密着型サービス小計)	7,841,713,926	98.62%	109,787,338	1.38%	7,951,501,264	8.31%
施設	介護老人福祉施設サービス	19,002,702,265	100.00%	0	0.00%	19,002,702,265	19.86%
	介護老人保健施設サービス	17,989,574,702	100.00%	0	0.00%	17,989,574,702	18.80%
	介護療養型医療施設サービス	2,430,862,977	100.00%	0	0.00%	2,430,862,977	2.54%
	(施設サービス小計)	39,423,139,944	100.00%	0	0.00%	39,423,139,944	41.20%
その他	特定入所者介護サービス費	4,424,570,446	99.90%	4,274,189	0.10%	4,428,844,635	4.63%
	【内訳】施設分(特養、老健、療養型)	4,030,443,921	100.00%	0	0.00%	4,030,443,921	4.21%
	【内訳】その他分(地域密着型特養、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護)	394,126,525	98.93%	4,274,189	1.07%	398,400,714	0.42%
	高額介護(予防)サービス費	1,542,889,625	92.53%	124,504,066	7.47%	1,667,393,691	1.74%
	高額医療合算介護(予防)サービス費	145,790,717	99.71%	423,817	0.29%	146,214,534	0.15%
概算請求払	施設等分		0.00%		0.00%	22,879,027	0.02%
	その他分		0.00%		0.00%	145,184,535	0.15%
	(概算請求払小計)		0.00%		0.00%	168,063,562	0.18%
総計	91,679,333,076	95.95%	3,701,878,788	3.87%	95,549,275,426	99.86%	
審査支払手数料	1,481,157件		88円/件		130,341,816	0.14%	
総計(d)					95,679,617,242	100.00%	

表3-2-13 指定居宅サービス事業所数(休止中を除く)

(平成24年3月31日現在)

訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護		訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	
		訪問看護ステーション	医療機関				
285	61	72	319	295	1,240	408	
通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	居宅介護支援	合計
101	133	83	24	88	92	371	3,572

表 3-2-14 介護保険施設数

平成24年3月31日現在

施設の別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
施設数	102	62	23	187
定 員	6,459	5,687	583	12,729

カ 介護保険審査会の運営及び苦情処理機関に対する補助

(ア) 介護保険審査会

保険者が行う要介護認定・保険料の賦課等の行政処分に対し、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合の審理及び裁決を行う機関として介護保険審査会が設置されており、平成23年度の審査請求はなかった。

表 3-2-15 介護保険審査会の運営状況

審査請求 件 数	内 訳			取下げ 件 数	裁 判 件 数	内 訳		
	要介護認定	保険料	その他			却 下	認 容	棄 却
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ) 苦情処理機関（岩手県国民健康保険団体連合会）に対する補助

担当職員、苦情処理担当委員の設置経費、苦情処理委員打合せ経費及び苦情処理担当職員の研修経費等の補助を行った。補助金額 11,531 千円

表 3-2-16 苦情処理機関における相談・苦情受付件数

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件 数	構成比 (%)	件 数	構成比 (%)
介護サービス	58	56.9	58	61.7
利用料	5	4.9	7	7.4
ケアプラン	6	5.9	3	3.2
要介護認定	6	5.9	4	4.3
保険料	0	0	0	0
介護保険一般	0	0	2	2.1
その他	27	26.5	20	21.3
計	102	100.0	94	100.0

キ 介護認定調査員等に対する研修の実施

全国一律の基準に基づく適正な要介護認定を実現するため、認定調査員研修、介護認定審査会委員研修及び主治医研修を実施した。

ク 介護支援専門員の登録、研修

(ア) 介護支援専門員登録状況

平成23年度、本県において介護支援専門員実務研修を修了した252人を新たに介護支援専門員として登録した。

(イ) 介護支援専門員への研修実施状況

介護支援専門員の登録に必要な実務研修及び介護支援専門員として就業している者に対する現任研修及び主任介護支援専門員研修を実施した。

ケ 高齢者福祉・介護保険推進協議会の運営

岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会を設置・運営し、県が策定した「いわていきいきプラン2009-2011（岩手県高齢者福祉計画及び岩手県介護保険事業支援計画）」の進行管理、評価、見直し及び次期計画である「いわていきいきプラン2014」並びに高齢者福祉全般に係る協議を行い、計画の着実な推進を図った。

表 3-2-17 介護認定調査員等研修受講者数

区 分	平成23年度
認定調査員研修	298人
介護認定審査会委員研修	64人
主治医研修	82人

表 3-2-18 介護支援専門員登録者数

年 度	10~21年度	22年度	23年度	計
登録者数	4,884人	290人	252人	5,426人

表 3-2-19 介護支援専門員研修受講者数

年 度	平成22年度	平成23年度
実務研修受講者	290	252
現任研修受講者	284	430
主任介護支援専門員研修受講者	71	118
更新研修受講者	408	192

2) 地域支援事業

市町村において、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成18年度に創設された。必須事業である「介護予防事業」及び「包括的支援事業」と市町村の選択による「任意事業」から構成される。

地域支援事業の費用額は、各保険者が介護保険事業計画に定める各年度の保険給付見込額に、表3-2-20に掲げる率を乗じて得た額の範囲内と定められている。

【介護予防事業】

介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業を行う。全保険者において実施。

【包括的支援事業】

高齢者が住み慣れた地域で出来る限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核として、多様な支援を継続的・包括的に提供するための事業を地域包括支援センターにおいて行う。全保険者において実施。

【任意事業】

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他地域の実情に応じ創意工夫を生かした多様な事業を行う。平成23年度は23保険者において実施。

表3-2-20 平成23年度事業規模の状況

事業区分	費用額の上限	事業実績
地域支援事業全体	3.00%	1.89% (18億円)
うち介護予防事業	2.00%	0.65% (6億円)
うち包括的支援事業+任意事業	2.00%	1.25% (12億円)

表3-2-21 地域包括支援センター職員研修受講者数

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
初任者研修	41	58	46	47
現任者研修	74	67	38	41
合計	115	125	84	88

3) ホームヘルパー養成研修

ホームヘルパーの一層の資質向上と多様な派遣需要に応じるため昭和62年度から家庭奉仕員講習会を実施し、平成3年度から3段階、平成20年度から4段階の養成研修に改編して実施した。

平成23年度は県実施の研修を介護職員基礎研修課程78人、2級課程276人が修了したほか、県指定の研修を介護職員基礎研修課程93人、2級課程2,061人が修了した。

表3-2-22 ホームヘルパー養成研修受講者数

区分		23年度	23年度未合計
県実施 研 修	介護職員基礎研修 (500時間～150時間研修)	78	117
	1級課程(230時間研修)	—	848
	2級課程(130時間研修)	276	2,472
	3級課程(50時間研修)	—	748
県指定 研 修	介護職員基礎研修 (500時間～150時間研修)	93	361
	1級課程(230時間研修)	0	1,275
	2級課程(130時間研修)	2,061	31,860
	3級課程(50時間研修)	—	5,996
合 計		2,508	43,677

(注) 1級課程にはS62～H2年度までの家庭奉仕員講習会受講者を含む。

4) 認知症疾患医療センター運営事業

平成21年度に、岩手医科大学附属病院を岩手

県認知症疾患医療センターに指定し、平成22年度の類型変更により、「基幹型」センターとして指定した。認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施(専門医療相談件数747件)するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行った。

5) 高齢者総合支援センター運営事業

高齢者総合支援センターは、高齢者に関する相談に広く対応するとともに、地域包括支援センターの相談・権利擁護、ケアマネジメント業務等への専門的支援を行い、高齢者への総合的な支援及び地域包括ケアを推進

することを目的として、平成 21 年度から設置・運営し、相談・研修機能の充実を図っている。

6) 高齢者の尊厳の保持、権利擁護

高齢者の尊厳の保持、権利擁護の推進を図るため、高齢者権利擁護ネットワーク会議を 1 回開催し、関係機関との連携体制の構築を図った。

また、身体拘束廃止に向け身体拘束廃止等研修会の開催、身体拘束実態調査の実施などの取組を行った。

7) 地域リハビリテーション

脳卒中等の既往を持つ高齢者や障がい者が地域で在宅生活を送られるよう、二次医療圏域毎に指定した地域リハビリテーション広域支援センター（9 圏域、9 センター ※県立大東病院は東日本大震災津波のため休止）において、協力病院との連携のもと専門職員の資質向上研修や助言、相談対応等を実施するとともに、県リハビリテーション支援センター（いわてリハビリテーションセンター）による専門職員研修や職員派遣等を通じて広域支援センターを支援した。

8) 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

要援護高齢者や身体障がい者の自立を助長し、家族介護者の身体的負担等の軽減を図ることを目的とし、平成 7 年度に創設された県単独事業であり、住宅改修に要する経費を助成する市町村に対して、経費の一部を補助した。平成 23 年度は 28 市町村が実施し、232 件の実績があった

9) 生活支援ハウスの運営

生活支援ハウスは、高齢等のため自宅での生活に不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に提供する事業を行う居住部門に指定通所介護事業所等を併設又は隣地に整備した小規模多機能施設である。

(2) 福祉施設の充実

1) 高齢者生活施設の整備

在宅での養護が困難な高齢者の増加や地域福祉の拠点として、高齢者生活施設の必要性がさらに高まってきていることから、計画的な整備促進に努めている。

表 3-2-23 高齢者総合支援センターにおける相談・研修等の状況

区 分		実績
総合相談	一般相談	761件
	専門相談	120件
地域包括ケア相談	地域包括支援センターへの支援	71件
	高齢者の権利擁護（相談）	12件
	高齢者の権利擁護（地域研修会）	中止
研修	県民向け研修	16回 418人
	地域包括支援センター等支援研修	12回 566人
	福祉用具・住宅改修に係る研修	4回 197人
セミナーの開催	地域包括ケア、権利擁護等に関するセミナー	中止

表 3-2-24 身体拘束廃止等研修受講者数

区 分	平成23年度
身体拘束廃止推進員養成研修会	56人
身体拘束廃止実務看護者研修会	中止

表 3-2-25 老人福祉施設等の状況

施設の種類	施設の目的	22年度末 定員数	23年度中の 増減数	23年度末 定員数
養護老人ホーム	身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護する施設	17施設 967人	— —	17施設 967人
特別養護老人ホーム	身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護する施設	109施設 6,508人	1施設 95人	110施設 6,603人
軽費老人ホーム（A型、B型）	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の者が、施設との契約により定額な料金を負担して入所する施設	2施設 100人	— —	2施設 100人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	〃	19施設 777人	1施設 9人	20施設 779人
老人デイサービスセンター	在宅虚弱老人に対し、生活指導、日常動作訓練、入浴、給食等のサービスを提供する施設	381施設	27施設	408施設
生活支援ハウス	老人デイサービス事業を実施するほか、ひとり暮らし老人等に居室を提供する施設	21施設 242人	— —	21施設 242人
老人ショートステイ居室	在宅の虚弱老人が一時的に老人ホームに入所するための専用の居室	129施設 1,611人	2施設 51人	131施設 1,665人
介護老人保健施設	病状安定期にあり、入院治療は必要ないが、リハビリや看護・介護を必要とする寝たきり老人等を入所させ、必要な医療・看護・介護を行う施設	62施設 5,708人	— ▲21人	62施設 5,687人

2) 老人ホームへの入所措置等

平成 23 年度における養護老人ホームへの入所措置状況は、表 3-2-26 のとおりである。

表 3-2-26 老人ホーム入所者状況

養護老人ホーム入所人員 (23年度末) 人	軽費老人ホーム事務費補助 (23年度) 千円
945	375,002

3) 軽費老人ホームに対する事務費補助

軽費老人ホーム A 型は給食を実施、また、B 型は自炊を原則としケアハウスは住まいの機能を重視しており、いずれも、措置によらず入所者と施設の利用契約に基づき、入所者の利用料による運営を原則とする施設であるが、ケアハウスに対しては、施設事務費の一部について表 3-2-26 のとおり助成した。

4 東日本大震災津波に対する対応

被災当初は、被災地の要援護高齢者や介護保険施設等の状況把握に努め、施設入所者等の移送支援、被災施設等への介護用品の配送支援等を行ったほか、国による予算措置を踏まえ、仮設住宅等の要援護高齢者及び被災した地域包括支援センターに対する支援や被災した高齢者福祉施設の復旧に対する助成等を行った。

第 3 児童福祉

1 概要

近年、少子化の進行、核家族世帯の増加、家庭や地域の子育て機能の低下等、児童を取り巻く環境が著しく変化してきており、子どもたちが健やかに成長することができる環境の整備が重要な課題になっている。

このため、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画として「いわて子どもプラン（母子家庭等自立促進計画をプランの中に盛り込み策定）」を平成 22 年 3 月に改定し、男女がともに家庭や子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向け、各種施策を総合的、計画的に推進している。

また、近年増加傾向にある児童虐待に関して、平成 23 年度に改定した「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、県民、県、市町村、関係機関等が一体となって児童虐待防止への取組を進めている。

2 保育対策の充実

(1) 保育の充実

保育所に入所した児童数は 26,846 人（23 年度各月初日在籍平均）であり、これにへき地保育所・児童館に入所している 432 人を加えた児童数の合計は 27,278 人となっている。

保育施設の入所状況は、表 3-3-1 のとおりであるほか、市町村別運営費の状況は統計表編 312 ページのとおりである。保育所に入所している児童及び運営費の状況は表 3-3-2 及び表 3-3-3 のとおりである。

表 3-3-1 保育施設の入所状況

施設	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育所	26,600	26,518	26,614	26,370	26,846
へき地保育所	257	257	203	243	175
児童館	678	455	366	328	257
計	27,535	27,230	27,183	26,941	27,278

表 3-3-2 保育所入所児童の状況

年 度		年 齢 別 入 所 児 童					左の公私立別内訳	
		0 歳	1～2 歳	3 歳	4 歳～	計	公 立	私 立
19	入所人員（人）	23,071	93,892	63,126	139,115	319,204	128,275	190,929
	構成比（%）	7.2	29.4	19.8	43.6	100.0	40.2	59.8
20	入所人員（人）	23,573	96,814	61,577	136,252	318,216	123,638	194,578
	構成比（%）	7.4	30.4	19.4	42.8	100.0	38.9	61.1
21	入所人員（人）	25,188	99,562	60,976	133,649	319,375	118,346	201,029
	構成比（%）	7.9	31.2	19.1	42.2	100.0	37.1	63.5
22	入所人員（人）	28,285	99,347	60,687	128,131	316,450	113,070	203,380
	構成比（%）	8.9	31.4	19.2	40.5	100.0	35.7	64.3
23	入所人員（人）	29,195	102,755	60,514	129,698	322,162	112,659	209,503
	構成比（%）	9.1	31.9	18.8	40.3	100.0	35.0	65.0

(注) 各月の初日在籍児童数の総計

表 3-3-3 保育所運営費の状況

(単位：千円)

年 度	保育単価による支弁額	徴 収 額	国庫負担額	県費負担額	市町村負担額
19	14,607,780	5,059,169	4,774,304	2,387,152	2,387,155
20	11,650,868	3,930,096	3,860,386	1,930,193	1,930,193
21	11,967,597	3,996,273	3,985,662	1,992,831	1,992,831
22	12,369,411	3,903,245	4,233,083	2,116,542	2,116,542
23	12,502,253	4,017,523	4,242,365	2,121,183	2,121,183

(注) 盛岡市について、平成20年度より中核市に移行したため計上なし

1) 保育士養成施設

本県における厚生労働大臣の指定する保育士養成施設(卒業時に保育士の資格が得られる学校)は、岩手県立大学、盛岡大学短期大学部、専修大学北上福祉教育専門学校及び修紅短期大学の4校となっている。なお、保育士養成校卒業者の就職状況は図3-3-1のとおりである。

2) 保育士試験

保育士養成校卒業者以外の者に保育士の資格を与えるため、保育士試験を実施しているが、その状況は表3-3-4のとおりである。

3) 産休等代替職員設置費補助

児童福祉施設の女子職員の母体を保護し、もって児童等の保護を正常に実施するため、昭和51年度に「産休等代替職員制度実施要綱」が定められ、保育士、指導員等の産休等代替職員費について、補助をしている。

助成状況は、表3-3-5のとおりである。

図 3-3-1 保育士養成校卒業者の就職状況 (平成24.3.31現在)

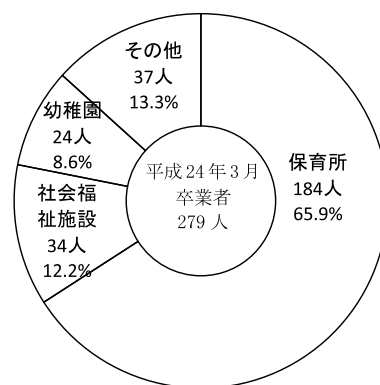


表 3-3-4 保育士試験実施状況

区 分	19	20	21	22	23
申請受理数	339	339	382	434	426
受験者数(A)	334	334	381	432	424
合格者数(B)	63	32	37	28	57
一部科目合格者(C)	216	254	294	342	313
合格率(B/A)%	18.9	9.6	9.7	6.5	13.4
合格率(C/A)%	64.7	76.0	77.2	79.2	73.8

表 3-3-5 産休等代替職員費補助の状況

区 分	対象職種	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		
		人員	補助額	人員	補助額	人員	補助額	人員	補助額	人員	補助額	
		人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
病休 産休	児童福祉施設	保育士 指導員 等	151	44,382	103	29,718	109	31,494	89	26,446	81	23,354

(注) 16年度まで国庫補助。17年度から県単独補助。18年度から老人福祉施設、障がい福祉施設を含む。20年度から盛岡市の中核市移行に伴い、盛岡市所在施設は対象外。

4) 特別保育の推進

① 延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに対応し、保育時間を延長する保育所において実施している。その状況は表3-3-6のとおりである。

なお、平成22年度から国庫補助制度が改正され、一般財源化及び補助金化された。

② 一時預かり（一時保育）

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病等による緊急時の保育ニーズに対応し、乳幼児の福祉の増進を図るため、平成2年度から実施している。その状況は表3-3-7のとおりである。

③ 病児・病後児保育事業

病中または病気の回復期にあり、保育所での集団保育が困難な児童を一時的に預かる事業（平成19年度までは乳幼児健康支援一時預かり事業）であり、平成23年度は、盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、雫石町、滝沢村、西和賀町、山田町で実施している。

④ 休日保育

保護者の勤務の都合等による日曜・祝日等の保育ニーズに対応するため平成8年度から県単独事業として実施し、平成11年度からは国庫補助事業も導入された。その状況は表3-3-8のとおり。（県単独事業は平成14年度限りで廃止）

3 児童の健全育成

(1) 家庭養育支援等の充実

1) 家庭支援相談等事業（子ども家庭テレフォン）

家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、子育てに関する悩みを抱える家庭が増加していると言われている。こうした家庭に対する養育の支援を目的として、平成3年10月から家庭支援相談等事業を実施し、福祉総合相談センターにおいて相談員等が電話相談に応じている。

平成23年度の相談種別件数は表3-3-9のとおりである。

2) 放課後児童健全育成事業

近年の都市化の進展や女性の就労の増大等児童をとりまく環境の変化に鑑み、平成3年度から実施している。

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として放課後児童クラブを設置運営し、児童の健全育成の向上を図っている。

3) ひきこもり等児童福祉対策事業

不安、無気力、かん黙、心身症状を示し不登校等の状態にある児童（ひきこもり・不登校児童）及びその家族に対する総合的な援助を行うため、次の2事業を行っている。

① ひきこもり等児童通所指導事業

ひきこもり・不登校児童を児童相談所等の指導の一環として、夏休み等を利用し、通所させ、生活指導、

表3-3-6 延長保育の状況

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び保育対策等促進事業費	一般財源化及び保育対策等促進事業費
市町村数	31	31	32	32	33
保育所数	242	245	256	263	273

表3-3-7 一時預かり（一時保育）事業の状況

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	国庫	国庫	国庫	国庫	国庫
市町村数	25	25	28	31	31
保育所数	116	117	174	176	183

表3-3-8 休日保育実施状況

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	国庫	国庫	国庫	国庫	国庫
市町村数	13	14	14	14	16
保育所数	29	32	35	34	34

表3-3-9 平成23年度相談種別件数

相談種別	養護	保健	言語	視聴覚	重心	肢體	自閉症	ぐん	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
件数	17	3	1	0	0	0	1	5	22	17	0	27	51	144

表3-3-10 放課後児童クラブの設置状況

(平成23年度)	
市町村数	クラブ数
32市町村	284クラブ

心理療法、レクリエーション等を実施することにより、児童の自主性及び社会性の向上を図るものである。

② ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業

大学生等のボランティアによるメンタルフレンドを家庭に派遣し、児童とのふれあいを通じ、児童福祉の向上を図っている。

4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病、恒常的な残業等により、家庭における児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等の児童福祉施設において、一定期間、養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図るため、平成7年度から実施している。事業内容は、ショートステイ事業（疾病や出産、公的行事への参加等）と、トワイライトステイ事業（保護者等の恒常的な残業等）からなっており、平成23年度は、盛岡市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、八幡平市、岩手町、滝沢村、金ヶ崎町において実施している。

5) 子ども手当

子ども手当は、子どもを養育する者に支給することにより、家庭生活の安定と次代をになう子どもの健全育成及び資質の向上を図ることを目的として発足した制度である。

子ども手当の支給対象は、中学校修了前までの子どもであり、手当の額は子ども一人につき一律13,000円である。

ただし、平成23年10月以降は「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の施行に伴い、年齢区分や、出生順位に応じて支給額が決定されることとなった。

3歳未満の子どもに対しては、出生順位にかかわらず一律15,000円。3歳以上小学校修了までの子どもについては、支給対象が上から数えて1人目又は2人目であれば月額10,000円、3人目以降であれば月額15,000円。小学校修了から中学校修了までの子どもに対しては、出生順位にかかわらず一律10,000円が支給される。

支給状況（公務員を除く）は、表3-3-11のとおりである。

6) 乳幼児、妊産婦医療費助成

乳幼児の健全な発育と、その死亡率の減少を図り、あわせて母体の健康を保護し、健やかな子どもの出生とその育成を図るため、全市町村で乳幼児、妊産婦医療費給付事業を実施しているが、それに対し表3-3-12及び表3-3-13のとおり補助金を交付した。なお、昭和63年8月1日から所得制限を導入している。

また、平成7年8月1日から乳幼児の対象年齢を2歳未満児に引き上げるなど、受給対象者を拡大するとともに支給方法を償還払いに改めた。更に、平成10年8月1日から対象年齢を2歳引き上げて4歳未満児までとし、平成14年10月1日からは入院を就学前児まで、入院外を5歳未満児（4歳児は歯科のみ）までとした。

平成16年10月1日からは、入院・入院外とも就学前児とした。

表3-3-11 被用者、非被用者子ども手当支給状況
(平成23年度)

区 分	受給者数	対象児童数	支給総額 (千円)
被 用 者	72,692	93,575	4,328,840
非 被 用 者	20,895	25,237	1,165,565
小 学 校 修 了 後	-	32,570	1,308,870
中 学 校 修 了 前			

表3-3-12 乳幼児医療費給付状況

年 度	対象者数(人)	給付件数(件)	県補助額(千円)
19	52,778	569,630	603,057
20	51,495	498,362	507,556
21	50,326	453,349	442,096
22	50,028	492,357	511,808
23	49,226	458,439	482,647

表3-3-13 妊産婦医療費給付状況

年 度	対象者数(人)	給付件数(件)	県補助額(千円)
19	4,966	31,187	119,154
20	4,592	29,896	128,690
21	4,420	27,881	120,348
22	4,505	28,772	137,542
23	4,430	26,884	113,290

(注) 県補助額には、市町村に交付した審査集計手数料を含む。

(2) 育成環境の整備充実

1) 児童厚生施設

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設として、児童館、児童遊園等が設置され、地域の児童に利用されている。

特に、昭和 53 年度からは都市児童の体力増進の指導機能を有する児童センターの運営が開始されている。

児童館の設置状況は表 3-3-14 のとおりであり、また、運営状況については、表 3-3-15 のとおりである。児童館運営に要する費用に対しては、国庫補助を得て助成を行っている。

児童遊園設置状況は表 3-3-16 のとおりである。

また、子どもたちが日常体験できないような屋内外での多様な遊びの場を提供し、障がい児を含めた県内の児童の健全育成活動を支援する中核的な施設となる県立児童館「いわて子どもの森」を設置している。

2) 母親クラブ

家庭児童の健全育成は、地域組織活動によるところが大きいことから、昭和 49 年度から児童館を中心として地域の母親等が活動する母親クラブに対し、国庫補助を得て助成している。

3) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に地域子育て支援センター事業等を保育所等において実施している。

平成 19 年度から従前の「センター型」及び「ひろば型」の他に、新たに「児童館型」を加え、「地域子育て支援拠点事業」として事業が再編された。

4) 子育てサポートセンター

子育て中の親子（乳幼児とその親等）にいつでも気軽に安心して過ごせる場を提供するとともに、子育てに関する相談・講習等を実施する子育て支援の中核的施設として、盛岡駅西口のいわて県民情報交流センター・アイーナの 6 階に設置している。

5) 児童環境づくり対策

社会全体で子育てを支援する意識づくりをすすめる子どもを生み育てることに夢を持てる地域社会の形成を図るため、次の事業を実施した。

ア 子育てにやさしい環境づくり推進協議会の運営

委員 25 人、1 回開催

イ 子育て応援作戦推進事業

① 中小企業子育て支援推進事業等

中小企業における、仕事と子育ての両立支援を推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、子育てにやさ

表 3-3-14 児童館設置状況

(年度末現在)

年度	19	20	21	22	23
設置数	131	131	128	122	119

表 3-3-15 児童館運営状況

年度	健全育成	児童館及び保育所補完運営	保育所の補完運営	運営費補助額
19	70	11	46	113,740千円
20	70	11	46	42,043千円
21	70	11	42	41,303千円
22	76	9	37	41,372千円
23	77	10	32	37,014千円

(注) 盛岡市の中核市移行に伴い、運営費補助については、盛岡市は対象外。

表 3-3-16 屋外の遊び場設置状況

(年度末現在)

年度	児童遊園
19	70
20	68
21	68
22	58
23	58

表 3-3-17 母親クラブの状況

年度	設置市町村	母親クラブ数	会員数(人)	補助金(千円)
19	11	133	9,329	16,277
20	11	143	9,385	11,376
21	11	143	9,208	11,124
22	11	132	8,961	10,797
23	11	134	8,681	10,844

(注) 盛岡市の中核市移行に伴い、補助については、盛岡市は対象外。

表 3-3-18 地域子育て支援拠点事業実施状況

年度	19	20	21	22	23
市町村数	30	29	31	31	31
センター型	68	68	68	56	60
ひろば型	8	10	11	13	17
児童館型	—	2	2	2	2

表 3-3-19 子育てサポートセンター利用実績

年度	利用者数
21	29,723人 (1日平均83.2人)
22	33,235人 (1日平均98.6人)
23	35,519人 (1日平均99.7人)

しい企業等の認証を行った。

② i・ファミリー・サービス事業

地域力を活かした子育て支援を促進するため、平成19年に創設した協賛店舗・企業による子育て家庭への優待サービスを提供する「i・ファミリー・サービス事業」の拡充を図った。(平成24年2月末日 1,187店舗登録)

③ 子育て情報提供推進事業

子育て応援ポータルサイト「いわて子育てiらんど」を活用した子育て情報の提供。

(3) 要保護児童対策の充実

1) 児童相談所の活動状況

児童相談所は、福祉総合相談センター、一関児童相談所、宮古児童相談所の3か所があり、児童等の問題に関する相談、指導、調査及び各種の判定にあっており、また、各種児童福祉施設への児童の措置機関として活動を行っている。

相談受付件数の過去の推移は、図3-3-2のとおりであり、平成23年度中の受付件数は2,480件で前年度に比べ179件の増となっている。

平成23年度の経路別受付件数では、表3-3-20のとおり家族・親せきからの相談が最も多く63.6%を占め、次いで教育委員会等・学校、その他行政機関の順となっている。

相談を内容別にみると、表3-3-21のとおり知的障がい相談が最も多く、次いで、養護相談、性格行動相談、視聴覚・言語相談の順となっている。

児童相談所において受け付けられた相談は、種々の判定や一時保護による観察等によってあらゆる角度から検討され適切な処理が行われるが、その相談別処理件数は表3-3-22のとおりであり、処理内容を見ると、面接指導が最も多く、次いで施設入所、里親委託となっている。

また、児童福祉施設等入所措置状況は図3-3-3のとおりである。

図3-3-2 相談受付数の推移

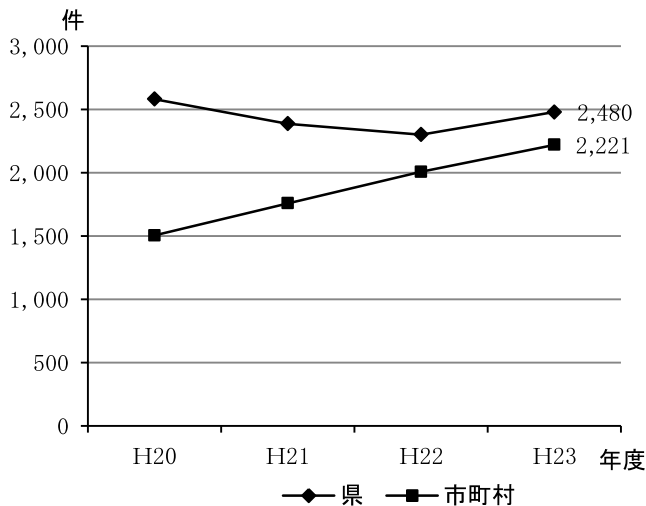


図3-3-3 児童福祉施設等入所措置状況

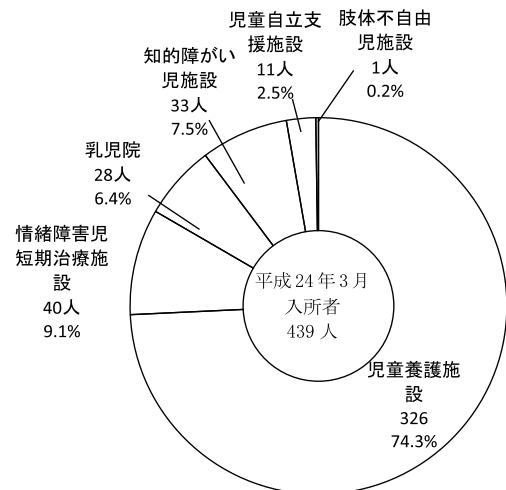


表 3-3-20 経路別受付件数

区分 年度	児童 委員	福 祉 事 務 局 所	警 察 関 係	そ の 他 行 政 機 関	保 健 所 医 療 機 関	家 庭 裁 判 所	児 童 福 祉 施 設	セ ン タ ー 支 援	里 親	教 育 委 員 会 等	家 族 ・ 親 せ き	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	19	3	275	70	265	18	7	140	2	10	220	1,736	42	55	14
20	1	291	89	291	14	5	114	0	8	228	1,452	39	37	13	2,582
21	6	247	92	173	25	3	110	0	3	178	1,448	64	25	14	2,388
22	2	126	83	207	20	6	55	0	3	175	1,510	77	24	13	2,301
23	3	142	97	158	60	8	82	0	5	219	1,579	79	24	24	2,480

表 3-3-21 相談内容受付件数

区分 年度	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 言 語	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	自 閉 症	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為	不 登 校	性 格 行 動	適 性	し つ け	そ の 他	計
	19	513	7	37	476	37	860	272	58	40	149	168	76	31	133
20	467	11	25	374	32	833	264	51	45	125	206	68	16	65	2,582
21	499	3	21	253	34	801	251	79	45	115	160	63	16	48	2,388
22	561	5	26	219	28	875	102	74	36	90	153	53	31	48	2,301
23	644	7	8	197	33	951	88	43	27	101	221	53	34	73	2,480

表 3-3-22 処理区分別件数

区分 年度	訓 戒 誓 約	児 童 福 祉 指 導 司	福 祉 事 務 所 送 致	児 童 委 員 指 導	施 設 人 所 等	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	指 定 医 療 機 関 委 託	セ ン タ ー 支 援 指 導	他 あ つ 関 に	面 接 指 導		そ の 他	計	未 処 理
											継 続 指 導	助 言 指 導			
19	2	26	10	1	99	19	1	0	0	10	186	2,246	235	2,835	47
20	10	32	1	0	116	13	1	0	0	17	181	2,018	180	2,569	52
21	4	42	6	0	109	4	0	0	0	7	184	1,857	170	2,383	53
22	5	28	7	0	122	8	0	0	1	28	210	1,740	153	2,302	54
23	4	26	6	0	78	78	1	0	0	3	191	1,890	221	2,498	42

2) 乳児院

乳児院では、棄児、父母が死亡又は離婚した乳児等保護者のいない乳児、精神病や結核等のため保護者に監護させることが不適当な乳児を入所させ養育している。(表 3-3-23)

3) 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせてその自立を支援している。(表 3-3-24)

表 3-3-23 乳児院の状況 (24.3.1現在)

施設名	設置(経営)主体	定員	措置児童数
日赤岩手乳児院	日本赤十字社 岩手県支部	20	14
善友乳児院	社福法人 善友隣保館	23	14
計		43	28

4) 里親制度

里親制度は、家庭に恵まれない児童をその養育を希望する者（知事が適当と認めた者）に委託し適切な家庭生活の場を与えようとするものであるが、平成24年3月31日現在の登録里親の総数は182組である。また、児童の委託を受けている里親は平成24年3月31日現在で79組、委託されている児童の数は110人である。

なお、昭和58年度から県単で一時里親事業を実施している。この事業は、県内の児童養護施設に入所している児童を、里親に一定期間あずけて家庭生活を体験させることにより、児童の情緒の安定を図るとともに、里親には児童養育の関心を持たせ、もって、児童福祉の増進に寄与することを目的としている。事業実施状況は表3-3-25のとおりである。

表3-3-25 一時里親事業実施状況

年 度	19		20		21		22		23	
	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季
児童数（人）	49	47	48	47	42	34	28	29	32	30
里親数（組）	39	37	39	35	30	35	22	25	29	26

5) 助産施設

助産施設では、保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせている。本県には3施設があったが、いずれも廃止した。

6) 母子生活支援施設

母子生活支援施設では、配偶者と死別、又は離婚した女子あるいはこれに準ずる事情にある女子であって経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分果たし得ない者を入所させ保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援している。

本県には2施設（いずれも公立）があり、入所定員はあわせて30世帯（休止施設分を除く。）となっており、平成24年3月1日現在で8世帯、19人が入所している。

7) 児童自立支援施設

児童自立支援施設では、不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を、入所させ、又は保護者の下から通所させて個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援している。

本県には県立杜陵学園（定員45人）があり、平成24年3月1日現在の入所児童数は11人である。

8) 情緒障害児短期治療施設

情緒障害児短期治療施設では、軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その治療を行っている。

本県には、社会福祉法人岩手愛児会の設置運営することりさわ学園（定員50人）があり、平成24年3月1日現在の入所児童数は40人である。

表3-3-24 児童養護施設の状況

(24. 3. 1現在) (単位：人)

施設名	設置（経営）主体	定員	措置児童数
和光学園	社福法人 岩手県社会福祉事業団	56	53
青雲荘	社福法人 小原慶福会	50	42
大洋学園	社福法人 大洋会	56	46
一関藤の園	社福法人 ふじの園	66	57
清光学園	社福法人 青松会	50	46
みちのく みどり学園	社福法人 岩手愛児会	86	82
計		364	326

第4 ひとり親家庭等福祉

1 概 要

母子、父子家庭及び寡婦の経済的自立を図る各種資金の貸付や相談指導を行うとともに生活や養育面での支援対策を講ずることなどにより、その生活の安定と向上を図った。

婦人保護については、売春防止法上の要保護女子の保護更生及び配偶者からの暴力被害女性の保護を目的とした事業を、婦人相談所、婦人相談員（平成23年度末現在婦人相談所2人、13市18人）及び婦人保護施設等が主体となって実施した。

2 母子・父子家庭等への支援の充実

(1) 生活支援の充実

1) 母子家庭等日常生活支援事業

母子（父子）家庭の母（父）又は児童、寡婦等の一時的傷病等のため、日常生活を営むうえで支障のある母子（父子）家庭等に対して家庭生活支援員の派遣等を行い、生活支援及び子育て支援を行うもので、（社）岩手県母子寡婦福祉連合会へ委託して実施しており、平成23年度の状況は表3-4-1のとおりである。

表3-4-1 母子家庭等日常生活支援事業、家庭生活支援員派遣状況

（平成23年度末）

区分	19	20	21	22	23
登録世帯数	322世帯 (10)	340世帯 (10)	336世帯 (10)	345世帯 (10)	357世帯 (9)
派遣件数	36世帯 (0)	19世帯 (0)	18世帯 (0)	35世帯 (0)	62世帯 (0)
延時間数	438時間	297時間	297時間	425時間	492時間
家庭生活支援員の数	247人	247人	247人	74人	82人

（注）（ ）内は父子家庭の内数

2) ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭に対して医療費の自己負担分を助成することによって、必要とする医療の受診を容易にし、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と母と子の健康保持を図るため、全市町村がひとり親家庭医療費給付事業を実施しているが、それに対し表3-4-2のとおり補助金を交付した。なお、平成22年10月から父子家庭も助成対象とした。

表3-4-2 ひとり親家庭医療費給付状況

年度	対象者数 (人)	給付件数 (件)	県補助額 (千円)
19	29,408	205,684	258,115
20	29,755	197,665	247,919
21	30,301	208,054	256,216
22	33,061	206,226	260,467
23	33,558	201,660	253,742

（注1） 県補助額には、市町村に交付した審査集計手数料を含む

（注2） 平成22年10月診療から父子家庭へ対象拡大した。

3) 相談事業

① 母子自立支援員兼子育て支援員による相談活動

平成23年度末現在広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境センター10か所に25人の母子自立支援員兼子育て支援員を配置し、母子家庭及び寡婦の各種相談に応じ、その自立に必要な調査及び指導を行い、母子家庭及び寡婦の福祉の増進に努めている。（表3-4-3）

表3-4-3 母子自立支援員相談指導活動の推移(単位：件)

区分	年度	19	20	21	22	23
件数	前年度より繰越	334	323	270	275	969
	本年度の新規相談	8,525	6,911	7,690	6,801	6,162
	合計	8,859	7,234	7,960	7,076	7,131
	解決	8,560	5,800	7,677	6,010	6,775
相談回数	繰越	299	1,434	283	1,066	356
	延回数(回)	13,501	11,157	11,640	11,572	10,536
	母子自立支援員数(人)	18	18	18	25	25
	1人当平均相談回数(回)	750(28)	620(23)	647(23)	647(23)	421(25)

（注）（ ）内は母子自立支援員兼子育て支援員の総数

また、平成23年度の内容別相談回数は表3-4-4のとおりで、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の借り受けについての相談が最も多く、次いで就職問題等、家庭紛争の順であるが、これらについても福祉資金の借り受けに関連したものが多い。

② 特別相談事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、養育費の確保等の法律的な問題や生活上抱えている諸問題を解決し、母子家庭等及び寡婦の自立促進と生活の安定を図るため、専門的な特別相談事業（法律相談）を実施している。（表3-4-5）

表 3-4-4 内容別相談回数

相談内容		相談回数			相談内容		相談回数		
		21年度	22年度	23年度			21年度	22年度	23年度
生活一般	住 宅	171	107	106	生活保護	母子福祉資金	8,485	4,503	8,087
	医 療	164	145	162		寡婦福祉資金	231	181	257
	家 庭 紛 争	453	167	166		公 的 年 金	26	8	8
	就 職	737	690	542		児 童 扶 養 手 当	43	35	28
	結 婚	16	23	16		生 活 保 護	131	96	81
	そ の 他	385	382	415		税	11	28	13
児 童	養 育	98	69	143	そ の 他	178	146	145	
	教 育	326	271	134	売 店 設 置	0	0	0	
	非 行	15	5	3	た ば こ 販 売	0	0	0	
	就 職	91	95	114	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅	13	5	2	
	そ の 他	48	113	109	母 子 福 祉 施 設	4	23	3	
					母 子 生 活 支 援 施 設	14	4	2	
					合 計	11,640	7,076	10,536	

表 3-4-5 特別相談の状況 (単位：件)

区 分	相 談	相談回数				
		19	20	21	22	23
慰謝料・養育費の問題	相 談	55	35	40	33	50
	解 決	55	35	39	30	44
遺産相続の問題	相 談	3	10	4	3	4
	解 決	3	10	4	3	4
家庭紛争の問題	相 談	4	3	8	4	7
	解 決	4	3	7	4	6
交通事故補償問題	相 談	3	1	1	1	3
	解 決	3	1	1	1	2
金銭の貸借問題	相 談	37	27	12	14	16
	解 決	37	27	11	13	13
そ の 他	相 談	60	67	43	41	62
	解 決	60	67	43	40	49
計	相 談	162	138	108	96	142
	解 決	162	138	105	91	118

表 3-4-6 児童扶養手当の月額

(23年度末現在)			
	第1子	第2子の加算	第3子以降1人当たりの加算
全部支給	41,550円	5,000円	3,000円
一部支給	41,540円～9,810円	5,000円	3,000円

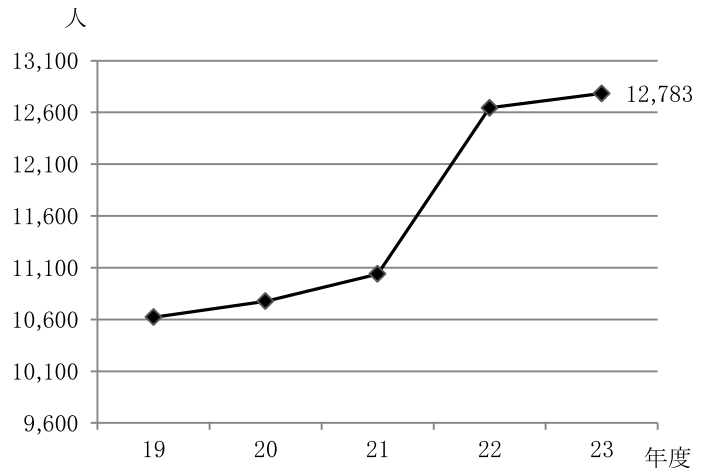
(注) 受給資格者の所得が一定額以上の場合、一部支給停止になる。

4) 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚、父の死亡、父の生死不明又は母が婚姻によらないで懐胎した等の理由で、父と生計をともにしていない児童や、父が政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している母又は養育している者で、老齢福祉年金以外の公的年金を受けることのできない者に対し、これらの児童が満18歳に達する日以降最初の3月31日までの間支給されるものである。

手当の月額は、受給者の所得により表3-4-6のとおりとなっており、平成23年度末現在の手当受給者数は12,783人で、その推移は図3-4-1のとおりである。(平成22年8月から父子世帯にも拡大)

図 3-4-1 児童扶養手当の受給者数の推移



また、世帯累計別受給者数では図3-4-2のとおりで、生別世帯が11,242人で87.9パーセントと最も多く、次いで未婚世帯、死別世帯がこれに続いている。

対象児童別では、児童1人の世帯は59.2パーセントで、その大半を占め、2人世帯は32.3パーセント、3人以上は7.1パーセントとなっている。これらの世帯12,783人を対象として、平成23年度に支給した手当額の総額は5,412,283,570円に達している。なお、平成19年度からの支給状況は統計表編315ページのとおりである。

(2) 自立援護の充実

1) 母子福祉資金

母子福祉資金の貸付けは、母子家庭の経済的自立を図る制度として、母子福祉対策のなかで最も重要なものであり、貸付金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、修学資金等の12種類である。

また、特別会計を設けて経理されており、その財源は償還金、一般会計繰入金及び国からの借入金（県債）からなっている。

平成23年度貸付状況は図3-4-3のとおりであり、前年度に比較して件数では114件減少し、金額では、18,955千円減少した。資金別では、修学資金の需要が多い。

平成23年度の貸付金の償還率は60.9パーセントで前年度に比較して2.1ポイント減少した。

図3-4-2 児童扶養手当の世帯類型別受給者数

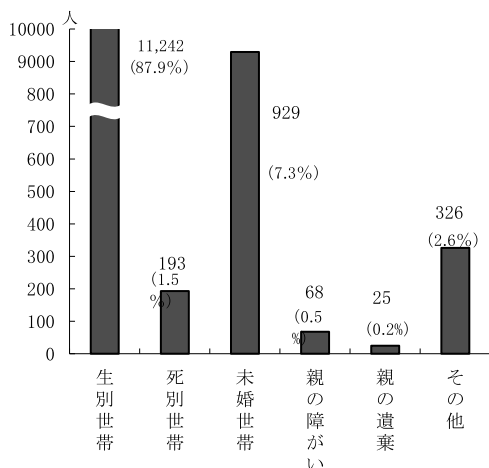
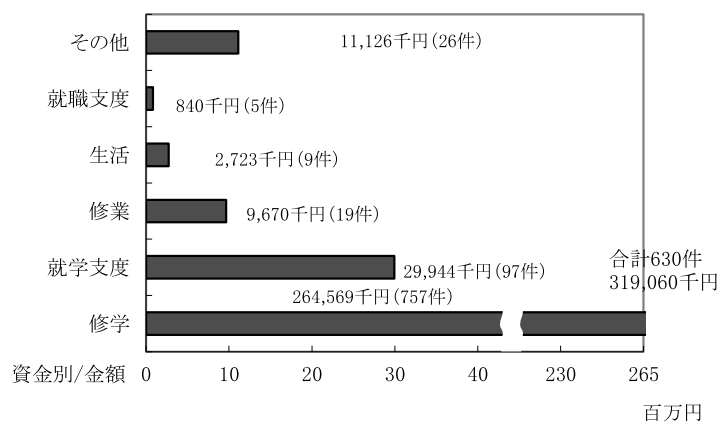


図3-4-3 母子福祉資金貸付状況 (平成23年度)



2) 寡婦福祉資金

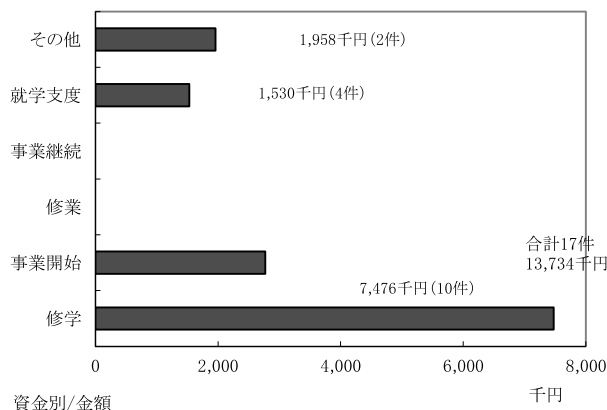
貸付金の種類は、母子福祉資金と同様に12種類で、その貸付条件、貸付限度額、経理、財源等もすべて母子福祉資金の場合と同じである。

平成23年度の貸付状況は図3-4-4のとおりで、前年度に比較して件数で6件、金額では6,482千円増加した。

資金別では修学資金が多く、事業開始資金がこれに次いでいる。

平成23年度の償還率は61.5パーセントで前年度に比較して1.9ポイント増加した。

図3-4-4 寡婦福祉資金貸付状況 (平成23年度)



3) 技能習得講習

就労に必要な知識技能を習得させ、母子家庭及び寡婦の自立促進と生活の安定を図るため、(社)岩手県母子寡婦福祉連合会に委託して実施しており、平成23年度の状況は表3-4-7のとおりである。

表3-4-7 技能習得講習会実施状況

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
パソコン (ワープロ) 講習会	講習 延時間	33日 延123時間	12日 延60時間	17日 延78時間	18日 延71時間	10日 延60時間
	受講 延人数	526人	203人	241人	126人	75人
家庭養育 ヘルパー 養成	講習 延時間	—	12日 延60時間	16日 延106時間	16日 延106時間	20日 延136時間
	受講 延人数	—	140人	291人	263人	294人
簿記 講習会	講習 延時間	6日	—	—	—	—
	受講 延人数	30時間	—	—	—	—
実施箇所		6ヶ所	5ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所

3 婦人保護の充実

(1) 相談活動

婦人相談所及び婦人相談員が受理した相談件数の推移は図3-4-5のとおりとなり、平成23年度は3,387件で前年度より727件減少している。

このうち来所相談者について相談内容別にみると、夫等の暴力や離婚問題を含む、夫等の問題についての相談が最も多く、(75.3%)、次いで親族の問題、帰省先なし、子供の問題、その他等の順になっている。

また、年齢別では30歳から39歳までの階層が最も多く、(27.9%)、次いで40歳から49歳の順となっている。

なお、現に売春を行っている者は0件と、配偶者からの暴力被害女性は117件となっている。

(2) 保護

要保護女子及び同伴する家族の一時保護の状況は、表3-4-8のとおり実人員51人、延556人であるが、短期間での社会復帰が困難な者については、婦人保護施設「桐の苑」に入所保護し、生活指導、職業指導を行い、自立更生を図っている。

さらに、婦人保護施設でも自立更生が困難な者については、千葉県館山市にある婦人保護長期収容施設「かにた婦人の村」に入所委託している。(表3-4-9)

婦人保護施設「桐の苑」の平成23年度の入所状況は、実人員53人、延596人となっている。入所期間が1年未満の者が94.4パーセントを占めている。

図3-4-5 相談件数の推移

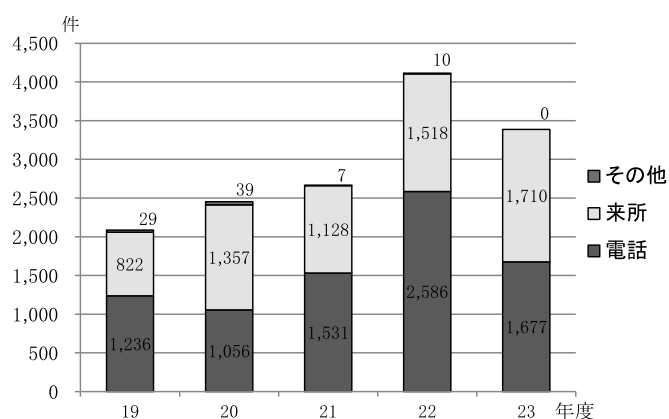


表3-4-8 婦人相談所一時保護の状況
(単位：人)

年度	実人数	延人員
19	82	846
20	99	1331
21	50	834
22	59	775
23	51	556